平成２７年（フ）第２８７号
岡山市東区可知３丁目５番33号
債務者　松本　高一
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１９号
広島市西区三滝本町２丁目４番８号
債務者　登　　利夫
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２５号
広島市南区皆実町１丁目18番41―301号
債務者　スタイルワークホリこと　堀　　清孝
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３８号
広島市中区江波南２丁目12番10―905号
債務者　川本　雅史
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大松　洋二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８号
宮城県登米市中田町石森字西川原毛12番地３
債務者　小野寺清美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第２１６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次231番地74
債務者　砂川　洋樹
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１９号
函館市宮前町28番15号　ヤングハウスⅡ201号
債務者　佐藤　太紀
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２０号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜266番地１　宮浜中央団地Ｂ棟303
債務者　盛田　一恵
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２９号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山112番地１　南団地Ｂ116号室
債務者　菊地　一也
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８１１号
大阪府豊中市北条町２丁目13番15―301号、前住所大阪府豊中市小曽根３丁目９番６号
債務者　細田　睦子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９５６号
大阪市西成区北津守１丁目６番２―302号
債務者　中崎美奈子（旧姓酒井・林田）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９６号
大阪市淀川区西中島７丁目８番12―602号
債務者　高島　　章
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７３号
大阪府枚方市黄金野２丁目５番30―104号
債務者　吉田　香織（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１８６号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目６番５―403号
債務者　岡田　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５１号
大阪府茨木市豊川４丁目36番５号　フロッグスリープ　103号
債務者　金尾　隆司
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３５３号
大阪市西成区天下茶屋２丁目６番６―408号、前住所大阪市港区三先２丁目２番６号
債務者　谷口　由美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８５号
大阪府寝屋川市堀溝１丁目15番11―403号、前住所大阪府寝屋川市木田町14番31―404号
債務者　北口　貴子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部